



省エネルギー推進標準化コンソーシアム規約



設立の背景と目的（その1）

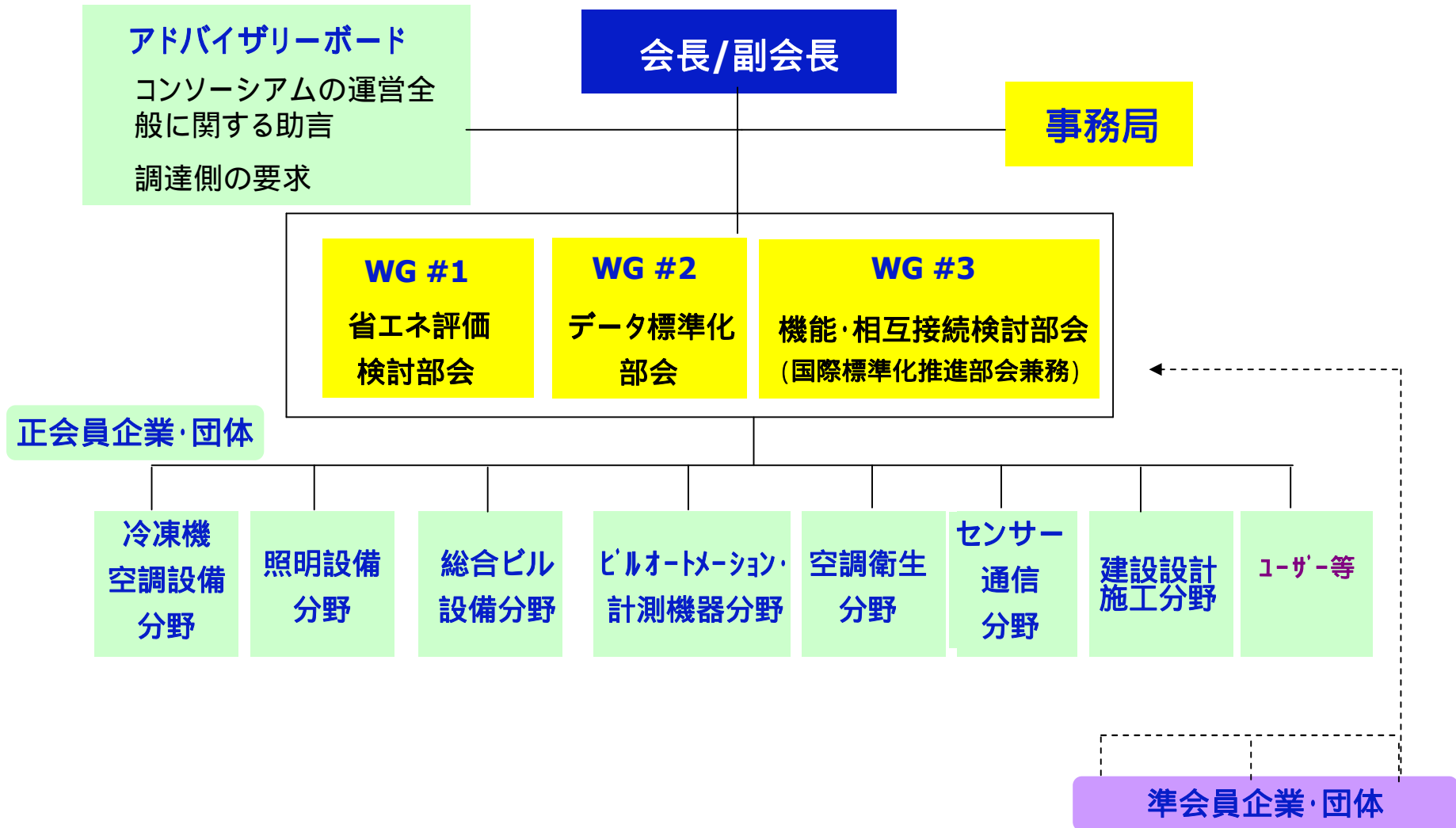
- 我が国の最終エネルギー消費の推移を見ると、業務部門については、1990年比で4割程度増加した後、高止まりしており、省エネ対策の更なる強化が求められている。現在、ITを活用したビルエネルギー管理システムは価格が高く、大規模ビルでの導入が中心となっている。
- 一方、中小規模のビルでは、設備制御を可能にする仕組みがなく、省エネのPDCAサイクルを実行する人材に不足しがちであり、その多くは、過去に導入された設備をそのまま運用し、効果的なエネルギー管理が行われていないのが実態。
- 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（「省エネ法」）や東京都の新規制では、省エネやCO2排出の実態報告と改善策について、広範囲のビルオーナーにこれまでにない高いレベルの取組を求めている。特に中小規模のビルにおいては、ビルオーナー及びテナントが省エネの取組を可能とする仕組みの構築が重要である。
- 経済産業省の『省エネ化と「省エネ産業」の展開に関する研究会』では、中小規模のビルや公共施設においてエネルギー制御と省エネサービスを適用することにより、大きな省エネ・CO2 排出削減効果が得られること、もって産業界に新たな市場・雇用創出がもたらされることが指摘された。

設立の背景と目的（その2）

- 従来のビルエネルギー管理システムにおいては、異なるメーカー間では接続インターフェースやデータ仕様に互換性が乏しいとともに、通信プロトコルが非公開であり相互接続が困難。このため、単一のベンダーでの品質性能の保証には適するものの、機器選択や最適なシステム構築に自由度が乏しく、コスト低減・技術競争が生じにくい等の問題が存在している。
- これに対して、これらのインターフェースや通信データ仕様が標準化されることにより、異なるベンダーの製品でも相互接続が可能となり、機器のモジュール化と価格競争によるシステム構築時のコスト低下、ベンダーに依存しない最適なシステム構築、ネットワーク経由での省エネサービスのアウトソース等の新ビジネス参入が期待される。また、省エネ法の改正に伴い、複数ビルの統合的なエネルギー管理の必要性が高まっており、その統括管理を推進する上でも有効な手段となる。
- 現在のシステム構築・配線工事コストが障害となる既築ビルにおいても、既設配線を利用した通信方法を活用する省エネ制御機器や、蓄積データに基づいた省エネサービス等の普及が進むことにより省エネのノウハウが普及し、新規市場の開拓が期待される。
- このため、ビル管理システムのベンダー、ビルオーナー、ESCO事業者、IT関連企業などからなるコンソーシアムを設立し、実装プロジェクトの成果などを踏まえつつ、計測機器・制御のインターフェースや省エネ評価用データ仕様の標準化を進めることを目的とする。同時に、国際標準として提案していくことも視野に入れ、わが国産業界の国際競争力向上にも貢献する。

規約について

コンソーシアムの体制



コンソーシアムの体制

会議体	参加者	役割
幹事会	会長 副会長 各ワーキンググループ主査 ユーザー 技術支援団体 アドバイザリーボード (学識経験者、経産省、 国交省、東京都) 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアム運営の方向性の決定、活動の管理、活動計画・内容の策定と実施等の主導的役割を担う。 ・規約・規則の策定をはじめとして、運営に関する様々な重要事項を草案し、総会に提出して審議・決定を求める。 ・ワーキンググループから提出された報告書ドラフトをレビューし、コンソーシアムの主旨に照らし合わせて適宜内容の調整を行ない、その結果を加味した上で総会に諮る。 ・ユーザーの視点及び各ワーキンググループ間の検討内容の整合性を保つ観点等から吟味し、適宜内容の調整をはかった上で、報告書草案としてまとめる。
総会	すべての正会員企業・団体	幹事会で創案され、提出された審議事項を審議し、決定する。幹事会でまとめられた報告書草案について、総会前に事前に行なわれる会員レビューによって出されたコメントと合わせて内容を検討し、適宜修正を加えた上で報告書として承認する。
ワーキンググループ (検討部会)	幹事会その他正会員企業・団体から10数名を選出	<ul style="list-style-type: none"> ・各ワーキンググループに割り当てられた活動計画・内容に沿って作業を実施し、活動結果をドラフトとして幹事会に提出する。 ・三つのグループを置き、主査を任命する； 省エネ評価、 データ標準化、 機能・相互接続

事務局はコンソーシアムのすべての活動が円滑に進むよう寄与し、主に以下の活動を行う。
 活動のために必要となる様々な資料の作成と取りまとめ、活動の進捗管理支援、会員からの問い合わせ対応、上記会議体の招集、必要な情報の周知、米国への標準技術提案活動サポート等

総則

- 名称

第1条 本コンソーシアムの名称は、「省エネルギー推進標準化コンソーシアム」とする。
英語名称は、「Smarter Building Consortium」とする。

- 目的

第2条 主として中小規模のビルの省エネ化を推進するために、設備機器の制御やセンサーなどのインターフェースやデータフォーマットの標準化を行い、各社機器の接続を容易にする。

また、インターネットを經由して、監視・コントロール・データ収集・解析を可能にする。本活動を通し、業務部門の省エネルギー推進及び地球温暖化対策に貢献する。また、海外の標準化機関と情報交換を行い、国際標準化に貢献する。

- 事業

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

目標とする成果(その1)

(1)基本仕様書の作成

中小規模のビルにおいて省エネ取組を行うために必要なデータを特定する。空調、照明、換気、センサー等の機器毎、オフィス、学校、病院など施設毎に特定する。

世界的に使われているオープンテクノロジー(IPv6、XML、BACnet、oBIX、Lontalk等)を使用し、異なる機器・設備メーカーやネットワーク間における相互接続を容易にし、上記で特定されたデータの円滑な通信を可能とする実装(案)を作成する。

IT/オフィス機器と設備機器が自律的にデータ交換ができ、また通信インフラを共用することで二重投資を避けられるよう、IT機器の省エネの機能を活かす相互通信の仕様であるCIM(Common Information Model)を設備機器が実装できるように提案する。

データを活用した省エネサービス事業が円滑に立ち上がるデータ通信仕様、データベース仕様の標準化について検討する。オフィス、学校などの施設の特徴に合わせた指標を設定し、最も優れたデータや地域、設備毎のデータ等との比較を可能とする。これにより、データ活用による新たな事業分野を競争領域として様々なプレイヤーの参画を促すことを目指す。

本事業の標準を官公庁の調達へ活用していくことを検討する。また、普及啓発策についても検討する。

エネルギーとITの統合管理を推進するため、IPv6でのIT/設備LAN相互乗り入れ技術、Webサービスを通じたデータ収集と遠隔制御を可能とする技術などの活用についても検討する。

目標とする成果(その2)

(2) 評価・見直し

作成された基本仕様書について、実装事業の実施結果の評価を受ける。実際のシステム構成や測定されたデータに対してコンソーシアムの会員は有識者の意見等を踏まえ、見直しを行う。

(3) 情報提供

基本仕様書等について、Webサイトを立ち上げ、インターネット等を通じて公表し情報提供を行う。さらに、我が国の取組を国際的な標準に展開すべく、諸外国の標準化団体に対して情報提供を行う。

会員

- 会員

第4条 本コンソーシアムの目的に賛同し、活動に参加貢献する意欲のある企業又は団体等を会員とする。

- 入会

第5条 本コンソーシアムの正会員になろうとする者は、入会申請書を提出し、幹事会の承認を得て会員になることができる。

2 本コンソーシアムの準会員になろうとする者は、入会申請書を提出し、幹事会の承認を得て準会員になることができる。

- 退会

第6条 本コンソーシアムの会員が退会をする時には、退会届けを提出しなければならない。ただし幹事会は、会員の活動状況を鑑みて、貢献が著しく不足している場合は、当該者の退会を要請することができる。

- 会費

第7条 会費は無料とする。ただし活動に必要な人件費や交通費通信費は各自負担とする。

会員（補足）

- 会員、準会員の希望者は以下問い合わせ先に電子メールにて申込書を請求すること。

送付先: tyosa-1@tokyokankyo.jp

件名: 会員の場合 省エネルギー推進標準化コンソーシアム会員申込書希望

準会員の場合 省エネルギー推進標準化コンソーシアム準会員申込書希望

会議体

- 幹事会

第8条 コンソーシアム運営の方向性の決定、活動の管理、活動計画・内容の策定と実施等の主導的役割を担う。規約及び規則等の策定をはじめとして、コンソーシアムの主旨に照らし合わせ、アドバイザリーボードの意見を踏まえ、運営に関する様々な重要事項を草案し、総会に提出して審議・決定を求める。

ワーキンググループから提出された報告書(案)を検証し、グループ間の整合性の観点から吟味し、アドバイザリーボードの意見を踏まえ、適宜内容の調整を行った上で決定する。

会議体

- 総会

第9条 幹事会で創案され、提出された審議事項を審議し、決定する。幹事会でまとめられた報告書(案)について、総会前に事前に行われる会員レビューによって出された意見と合わせて内容を検討し、適宜修正を加えた上で報告書として承認する。

- ワーキンググループ

第10条 各ワーキンググループに割り当てられた活動計画・内容に沿って作業を実施し、活動結果を草案として幹事会に提出する。グループを統括する主査はコンソーシアム会員から選出される。グループの構成は、以下のとおり。

- ・省エネ評価
- ・データ標準化
- ・機能・相互接続

役員

- 会長及び副会長

第11条 会長及び副会長の役割は、コンソーシアムの目標実現にリーダーシップを発揮すること。

2 選出方法は互選とする。

情報の取り扱い

- 守秘義務

第12条 コンソーシアムの活動の中で開示された情報については、機密として扱わない。

- 個人情報

第13条 会員の個人に関する情報に関しては、十分注意して扱い、個人の人権を最大限尊重しなければならない。

事務局

- 事務局

第14条 事務局は東京都環境科学研究所にこれを設置する。

規定の改定

- 規定の改定

第15条 本規約は幹事会の決定をもって改定することができる。

附 則

- 附則

第16条 本規約は設立総会の開催をもって適用することとする。

当資料は以上です